

【注】第1報からの追加・変更箇所は下線部分です。政府による追加の取組と、学内から質問が寄せられた事項を更新しています。

2020年3月30日

教職員・学生（来日予定者含む） 各位

国際交流課国際交流サービスオフィス

日本政府による新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる
取組に伴う対応について（通知）（第2報）

標記の対策に関して、以下のとおり要点を纏めましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。なお、状況は刻々と変化しておりますので、政府機関等による最新の情報を入手するよう努め、細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。

来日予定の外国人研究者、留学生におかれましては、渡日が遅れる場合は、速やかに研究者は受入教員へ、留学生は学部・研究科の教務担当掛へ連絡して下さい。（大学間学生交流協定に基づく交換留学生については、国際教育交流課にご連絡ください。）

1. 検疫の強化

- ・ 日本人・外国人を問わず、入国前14日以内に法定の検疫強化対象地域に滞在歴のある者は、検疫所の指定の場所において14日間待機し、公共交通機関を使用しないことが要請されます。また、検疫法に基づく隔離又は停留が行われることがあります。
- ・ 公共交通機関には電車、バス、乗り合いバス、タクシーを含みます。空港から自宅・ホテル等への移動手段は、マイカーもしくはレンタカーのみとなります。これらの交通手段が確保できない場合は、空港付近で14日間待機することが要請されます。
- ・ 滞在歴は経由（トランジット）した場合も含みます。
- ・ 待機場所は自宅やホテルなど国内の居所を指定することが想定されています。

厚生労働省 水際対策の抜本的強化に関する Q&A ※検疫強化対象地域については、「1 検疫について」をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

2. 航空機の到着空港の限定等

中国及び韓国からの航空機の到着空港が、成田国際空港及び関西国際空港に限定されています。

3. 査証（ビザ）の制限等

査証（ビザ）に関して以下の措置が実施されており、ビザ制限対象国から渡日予定の研究者・留学生については、停止期間中日本に入国できなくなります。

- ① ビザの効力停止対象国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次ビザの効力の停止
- ② ビザ免除措置の停止
対象は、ビザ効力停止対象国と同じです。

外務省 ビザ ※「5 お知らせ」に上記①②の査証制限にかかる通知が掲載されています。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

A) ビザがすでに発給されている場合

措置が解除されるまで在留資格認定証明書はビザの再申請に備えて保管頂き、措置が解除されましたら、再度自国の在外公館で手続きをして下さい。

B) ビザの申請はしたがまだ発給されていない場合

在留資格認定証明書は在外公館に提出されているかと存じますので、措置が解除され、ビザが交付されるまでお待ちください。

C) ビザの申請をまだ行っていない場合

措置が解除されるまで在留資格認定証明書は保管し、措置が解除されましたら、自国の在外公館でビザ申請の手続きを行ってください。

注) 上記 A)～C)のどの申請段階であっても、在留資格認定証明書の有効期限内に入国できなかった場合は、新たに在留資格認定証明書の申請をすることになります。

D) 在留資格認定証明書を申請したが、まだ交付されていない場合

入国管理局の審査再開を待って下さい。

※在留中の外国人留学生・外国人研究者について

- ・ ビザ効力停止措置は、既に日本に在留している外国人の在留資格および（みなし）再入国許可には影響ありません。ただし、入国前 14 日以内に 4.の上陸拒否地域に滞在歴がある外国人については再入国拒否の対象となります。
- ・ 在留資格のある者が一時的に日本を出国し、検疫強化対象地域から再入国する場合は、1.のとおり入国時の空港の限定、自宅等での待機、公共交通機関の使用制限などの要請が適用されます。
- ・ ビザ効力停止措置は、在留資格のある者の在留資格の変更（例：留学→教授）や更新許可には影響ありません。

4. 一部指定地域における滞在歴のある外国人の入国拒否について

入国前 14 日以内に上陸拒否地域における滞在歴がある外国人については、日本政府により入国拒否の対象となっています。日本政府による最新の通知をご確認ください。

法務省 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

(日本語) <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

(英語) <http://www.moj.go.jp/content/001316999.pdf>

(中国語) <http://www.moj.go.jp/content/001317000.pdf>

(韓国語) <http://www.moj.go.jp/content/001317001.pdf>